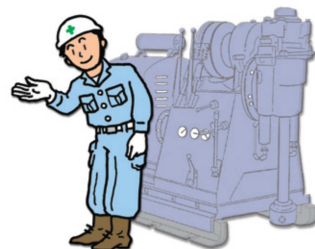


地質調査技士資格制度のご案内

地質調査技士とは？

昭和41年に発足した「地質調査技士資格制度」は、地質調査の現場業務に従事する主任技術者の資格試験として制度化したもので、現在の有資格者は約14,000名となります。

昭和52年に施行された建設省(当時)の「地質調査業者登録規程」における現場管理者の登録に必要な資格として認められ、一部の発注機関においては、管理技術者、現場代理人などの資格者として広く活用されるに至りました。



地質調査技士 資格登録部門

- 現場調査部門
- 現場技術・管理部門
- 土壌・地下水汚染部門

昭和59年度からは5年毎の登録更新制度を導入し、資格者の継続教育を制度化しています。

平成15年度からは、地質調査分野の多様化に対応した発注者や市場が求める技術、能力を有する技術者資格という観点から、現場調査、現場技術・管理、土壌・地下水汚染の3部門に区分された資格となりました。

検定試験 受験資格

●部門1：現場調査部門

ボーリング・マシンのオペレータなど、ボーリングに関する機器等の操作を行う方

【受験資格】ボーリング関連機器を操作する実務経験が5年以上の方（専門学校指定課程卒業者は2年以上）

●部門2：現場技術・管理部門

地質調査に関する現場の管理業務、物理探査、土質試験、計測業務などを実施する方

【受験資格】大学および工業高等専門学校（5年課程）で地質・土木・建築・地球物理学等の課程を卒業した方は関連実務経験3年以上、その他の方は5年または8年以上

●部門3：土壌・地下水汚染部門

土壌・地下水汚染調査を含む地質調査に関する現場管理や調査・計測業務を実施する方

【受験資格】大学および工業高等専門学校（5年課程）で環境・地質・土木等の課程を卒業した方は関連実務経験3年以上、その他の方は5年または8年以上

登録更新制度

地質調査技士資格の資格有効期間は5年間であり、5年毎に登録更新手続きを実施します。登録更新手続きは、講習会の受講形式、あるいは、継続教育CPD記録の報告形式のいずれかを任意選択し、手続きを行います。

お問合せ先

北海道地質調査業協会	011-251-5766	関西地質調査業協会	06-6441-0056
東北地質調査業協会	022-299-9470	中国地質調査業協会	082-221-2666
北陸地質調査業協会	025-225-8360	四国地質調査業協会	087-821-4367
関東地質調査業協会	03-3252-2961	九州地質調査業協会	092-471-0059
中部地質調査業協会	052-937-4606	沖縄県地質調査業協会	098-988-8350

地質調査技士資格検定試験 制度運営

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル 3F

TEL 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876 URL <http://www.zenchiren.or.jp/>